

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ ～医療従事者及び高齢者施設等従事者への4回目接種の実施～

新型コロナウイルスワクチン4回目接種について、国の通知等を踏まえ、新たに医療従事者及び高齢者施設等従事者の方へ対象範囲を拡大し、実施しますので、お知らせします。

1 対象者

18歳以上60歳未満の方で、医療機関及び高齢者施設等に従事する方
<対象者数>

医療従事者約28,000人、高齢者施設等従事者約8,000人

※ 3回目接種から5か月が経過した方が対象です。

※ 市内の医療機関及び高齢者施設等に勤務する市外在住の方も含みます。

2 実施方法

市が設置する会場での集団接種、医療機関での個別接種又は勤務先の医療機関・施設での自院等接種により実施します。

※ ワクチンはファイザー社及び武田/モデルナ社ワクチンを使用します。

3 クーポン券（接種券）の発行

市ホームページから電子申請又はワクチン接種コールセンターへ電話により、クーポン券（接種券）の発行申請をお願いします。

※ 市外在住の方は、住民登録地の市町村にお問合せください。

※ 勤務先の医療機関・施設で接種する場合は、勤務先で取りまとめて申請することができます。詳しくは、市ホームページ等でお知らせします。

4 集団接種及び個別接種の予約方法

クーポン券（接種券）が届き次第、次の方法により、接種予約が可能です。

・ インターネット予約（ウェブ・LINE）

・ ワクチン接種コールセンター

050-5445-4357 050-5445-4358

050-5445-9837 050-5445-9838

※ 接種日は、3回目の接種から5か月を経過した日以後の日付でないと予約することはできませんので、ご注意ください。

※ 市外在住の方は、事前に手続が必要となりますので、ワクチン接種コールセンターへご連絡ください。

＜参考＞ 高齢者施設等の範囲

※ 厚生労働省手引き「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.2版）」から引用

<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ○ 居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ○ 老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ○ 高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。） ・ 福祉ホーム ○ その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む。） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る。） ・ 更生保護施設
<p>【居宅サービス事業所等（介護）】</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援</p> <p>（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。</p>	
<p>【訪問系サービス事業所等（障害福祉）】</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。</p>	

【問合せ先】

健康福祉局 保健衛生部
 新型コロナウイルスワクチン接種推進課
 電話：042-769-7200